



各 位

会 社 名 株式会社ダイオーズ

代表者名 代表取締役社長 大久保 真 一

(コード:4653、東証プライム)

問合せ先 執行役員管理本部長 稲 垣 賢 一

(TEL. 03-5220-1122)

(E-mail: k.inagaki@daiohs.com)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2022年8月4日 開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお 知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の 範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 15 条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

変更案
<削除>

<新設>

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報につい て、電子提供措置をとるものとする。
  - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書 面交付請求した株主に対して交付する書 面に記載しないことができる。

<新設>

## (附則)

- 1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正す る法律(令和元年法律第70号)附則第1条た だし書きに規定する改正規定の施行の日で ある 2022 年9月1日 (以下「施行日」と い う)から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月 以内の日を株主総会の日とする株主総会に ついては、定款第15条(株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提供) はなお 効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日ま たは前項の株主総会の日から3か月を経過 した日のいずれか遅い日後にこれを削除す る。

3. 今後の予定

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年8月4日 定款変更の効力発生日

2022年8月4日

以上